

佐賀県規則第17号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項に規定するマネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、総合運動場等整備推進室長、<u>国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室長</u>、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、水資源調整室長、<u>県立高校再編整備推進室長</u>、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに<u>全国高総文祭開催準備室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p> <p>(私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第50条 知事は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるときは、使用料、<u>手数料</u>、<u>賃貸料</u>、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金（以下この条において「使用料等」という。）について私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項に規定するマネージャー、同項及び組織規則第27条第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、<u>私立中高・専修学校支援室長</u>、行政経営室長、情報化推進室長、移住支援室長、総合運動場等整備推進室長、<u>競技力向上推進室長</u>、<u>交通事故防止特別対策室長</u>、地域包括ケア推進室長、就労支援室長、<u>がん撲滅特別対策室長</u>、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、<u>城原川ダム等対策室長</u>、水資源調整室長、特別支援教育室長、教育情報化支援室長、人権・同和教育室長並びに<u>全国高総文祭推進室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p> <p>(私人への歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第50条 知事は、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるときは、使用料<u>及び手数料並びにこれらに係る延滞金並びに賃貸料</u>、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金<u>並びにこれらに係る遅延損害金</u>（以下この条において「使用料等」という。）について私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。</p>

改正前	改正後
<p>2～10 略 （給与等の資金を前渡される者）</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小学校、中学校及び義務教育学校 <u>事務職員で在職年数3年以上のもの</u>（当該事務職員が2人以上配置されている小学校、中学校及び義務教育学校にあっては上席の事務職員、当該事務職員が配置されていない小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長）</p> <p>2 略 （保管）</p> <p>第147条 委任出納員又は物品出納員は、<u>前条</u>の規定により受け入れた物品については、いつでも使用し、及び処分することができるように良好な状態で保管しなければならない。ただし、保管に特殊な技術、作業等を必要とするものについては、適当であると認める者に保管を委託することができる。</p> <p>2・3 略 （履行期限の繰上げ）</p> <p>第172条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について特約があ</p>	<p>る。</p> <p>2～10 略 （給与等の資金を前渡される者）</p> <p>第72条 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小学校、中学校及び義務教育学校 <u>在職年数が3年以上の事務職員のうち職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員以外の者</u>（当該事務職員が2人以上配置されている小学校、中学校及び義務教育学校にあっては上席の事務職員、当該事務職員が配置されていない小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長）</p> <p>2 略 （保管）</p> <p>第147条 委任出納員又は物品出納員は、<u>第146条</u>の規定により受け入れた物品については、いつでも使用し、及び処分することができるように良好な状態で保管しなければならない。ただし、保管に特殊な技術、作業等を必要とするものについては、適当であると認める者に保管を委託することができる。</p> <p>2・3 略 （履行期限の繰上げ）</p> <p>第172条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について特約があ</p>

改正前	改正後
<p>る場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたことを知ったときは、直ちに、履行期限を繰り上げて徴収しなければならない。ただし、履行期限を延長する特約がある場合又は処分をすることができる場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 債務者が<u>破産の宣告</u>を受けたこと。</p> <p>(2)～(5) 略 (債権の申出)</p> <p>第173条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたことを知ったときは、直ちに、債権の申出をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 債務者が<u>破産の宣告</u>を受けたこと。</p> <p>(5)～(8) 略</p>	<p>る場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたことを知ったときは、直ちに、履行期限を繰り上げて徴収しなければならない。ただし、履行期限を延長する特約がある場合又は処分をすることができる場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 債務者が<u>破産手続開始の決定</u>を受けたこと。</p> <p>(2)～(5) 略 (債権の申出)</p> <p>第173条 収支等命令者は、その所掌に属する債権について、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたことを知ったときは、直ちに、債権の申出をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 債務者が<u>破産手続開始の決定</u>を受けたこと。</p> <p>(5)～(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。